

○自治医科大学受託研究取扱規程

(令和元年規程第 15 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、自治医科大学(以下「本学」という。)が、受託研究を目的とする民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)から受入れる研究費(競争的資金を除く。)、研究試料、技術情報等を有効に活用し、もって本学の産学連携活動の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「受託研究」とは、民間機関等から委託を受けて本学が実施する研究で、これに要する経費を民間機関等が負担するものをいう。

(申込)

第 3 条 受託研究の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 受託研究申込書(別記様式第 1 号)
- (2) 受託研究受入申出書(別記様式第 2 号)
- (3) 受託研究契約チェックシート(別記様式第 3 号)

(実施の可否)

第 4 条 受託研究実施の可否の決定は、学長が副学長に委任するものとし、副学長は本学の教育研究上有意義であると認めた場合に許可を決定する。

(研究内容の変更)

第 5 条 前条の規定に基づき受託研究の実施の決定を受けた研究責任者は、当該受託研究の施行中に研究内容の変更が生じた場合は、受託研究一部変更申出書(別記様式第 4 号)に変更内容を記載し、その他必要な書類を添付の上、学長に提出する。

2 前項に基づく受託研究の変更に対する可否の決定は、前条の規定を準用する。

(契約の締結)

第 6 条 前 2 条の規定により許可を決定したときは、速やかに民間機関等と受託研究実施又は受託研究の内容変更に係る契約を締結するものとする。

(研究の期間)

第 7 条 受託研究の実施期間は、原則として 3 ヶ月以上とする。

(受託研究に要する経費)

第 8 条 民間機関等は、受託研究の委託者として、旅費、消耗品費、人件費等の直接経費及び管理経費を負担するものとする。

(経理)

第 9 条 前条に掲げる経費は学術研究補助金、助成金等取扱規程(平成 8 年規程第 18 号)の定めるところにより委託研究費として受入れ、経理するものとする。

(契約の遵守及び守秘義務)

第 10 条 受託研究に従事する者は、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守しなければならない。

(研究成果の公表)

第 11 条 受託研究による研究成果については、原則として公表するものとする。

2 前項に規定する公表について、時期、方法等を別に定める必要がある場合は、民間企業等と協議するものとする。

(発明等の取扱い)

第 12 条 受託研究において行った発明等に係る知的財産権の取扱いについては、自治医科大学発明等取扱規程(平成 17 年規程第 2 号)の定めるところによる。

(事務)

第 13 条 受託研究に関する事務のうち、経理に関する事務は総務部総務経理課が、その他の事務は大学事務部研究支援課が行うものとする。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 11 日から施行する。

別記様式第 1 号

[別紙参照]

別記様式第 2 号

[別紙参照]

別記様式第 3 号

[別紙参照]

別記様式第 4 号

[別紙参照]